

非公式記

投資委員会布告

第 2/2566 号

件名：地域および社会開発のための投資奨励措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

自動車メーカーに対し生産効率向上のために自動化またはロボット（Automation & Robotic）への投資を促進し、国の自動車産業全体の高度化および競争力向上につながることを目的として、

投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の第 2 段落、第 18 条、第 28 条および第 31 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 業種 3.6 一般自動車の製造および業種 3.8 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV)、Hybrid Electric Vehicle (HEV) の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造における奨励を申請するプロジェクトは、被奨励事業か否かにかかわらず既に操業している事業も新規投資事業も本措置に基づき恩典申請が出来る。

第 2 項 条件

2.1 既存の被奨励プロジェクトの場合は、法人所得税の免除または減税期間終了後に、本措置に基づき奨励申請が出来る。または、法人所得税の免除恩典が付与されていないプロジェクトであること。

2.2 投資金額（土地代および運転投金を除く）は 100 万バーツ以上とする。

2.3 事務局が定めた基準に基づくプロジェクト内の生産支援に導入される自動化機械またはロボットへの投資計画を提出すること。

2.4 クリーン化、省エネ、安全、インテリジェントドライブを目指した技術または他の適切な技術を使用した自動車製品の開発計画を提出すること。

2.5 投資金額は以下の通り計算される。

2.5.1 機械設備への投資金額もしくは支出は全額で計算される。

2.5.2 ソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用、およびクラウドもしくはデータセンターのレンタル/サービス使用への投資金額もしくは支出は下記の通り計算される。

(1) 下記の投資金額もしくは支出は全額で計算される。

- 機械/設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用。

- 人工知能 (Artificial Intelligence いわゆる AI) 、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析 (Data Analytics) 。
  - 企業管理向けソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用。関係機関の認証を取得したタイ国内事業者が開発・改善したもののみとする。
  - 国内でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用。
- (2) 下記の投資金額もしくは支出は半額で計算される。
- 企業管理向けソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用。関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者が開発・改善したもののみとする。
  - タイ国外でのクラウドもしくはデータセンターのレンタル/サービス使用。

### 第3項 恩典

3.1 機械の輸入税を免除する。

3.2 自動化およびロボットへの投資金額（土地代および運転資金を除く）の 50%を上限として、法人所得税を 3 年間免除する。

3.3 新規投資プロジェクトについては、入れ替えた機械もしくは全ての機械の金額の 30% 以上、タイ国内の自動化機械製造産業への連携または支援がある機械を使用する場合、自動化およびロボットへの投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%を上限として、法人所得税を 3 年間免除する。

3.4 既に操業している事業については、既に操業している事業による収入を対象として法人所得税を免除する。法人所得税免除期間は、奨励証書取得後に収入が発生した日からとする。

第4項 仏暦 2567 年 (2024 年) の最終営業日までに奨励申請書を提出すること。また、奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。

尚、仏暦 2566 年 (2023 年) 11 月 9 日より有効とする。

発布日 : 仏暦 2566 年 (2023 年) 12 月 12 日

パーンプリー・パヒターヌコーン

(パーンプリー・パヒターヌコーン)

副首相

投資委員会委員長